

ちゅうなん トクトーク! 得トーク ライフ



トピックス

- くらしのはてな? 新しいNISA制度?
- 無料相談会のお知らせ
- NEWS 「年収の壁」
- なんでもデータ!! 種類別金融商品保有割合

ご利用ください! 無料相談会

★法人・個人は問いません。
★日常生活・相続・生前贈与・遺言・インボイス制度などなど。
税務や法律上のトラブルや疑問等の解決にお役立てください。

顧問弁護士による **法律相談**
11/9(木)、12/14(木)、1/11(木)
(原則として、毎月第2木曜日・午前10時~12時)

顧問税理士による **税務相談**
11/8(水)、11/22(水)、12/13(水)、12/27(水)、1/10(水)、1/24(水)
(原則として、毎月第2・第4水曜日・午前10時~12時)

当金庫提携先 株式会社朝日信託による **遺言信託・相続相談**
随時個別開催
(お申し込み後、日程調整を行います。)

〈場所〉
中南信用金庫経営情報センター 会議室 (伊勢原支店2階)
※相談場所は遮音性を高めた部屋です。専門家とじっくりご相談いただけます。

※ご相談の際には事前にご予約が必要です。
※詳しくは経営情報センターまたは営業店まで。
経営情報センターご相談問合せ専用フリーダイヤル
☎0120-775-598

くらしのはてな?

《新しいNISA制度?》

「家計の安定的な資産形成の支援」、「成長資金の供給」を目的として2014年に開始された現行のNISA制度は、時限措置でしたが、人生100年時代にふさわしい家計の安定的な資産形成を支援していく観点から、2024年1月に制度の抜本的拡充・恒久化が図られ、新しいNISA制度が導入されることになりました。

1. NISAってどんな制度?

株式や投資信託などの金融商品に投資した場合、これらを売却して得た利益や受け取った配当には約20%の税金がかかります。NISAは、「NISA口座(非課税口座)」内で、毎年一定金額の範囲内で購入したこれらの金融商品から得られる利益が非課税になる制度です。NISAには3つの種類があり、それぞれ下記のような制度となっています。

一般NISA	株式・投資信託等を年間120万円まで購入でき、最大5年間非課税で保有できる
つみたてNISA	一定の投資信託等を年間40万円まで購入でき、最大20年間非課税で保有できる
ジュニアNISA	株式・投資信託等を年間80万円まで購入でき、最大5年間非課税で保有できる(20歳未満が対象)

2. どんناところが新しくなるの?

2024年1月からの新しい制度と現行制度と比較してみましょう。新しい制度では「つみたてNISA」が「つみたて投資枠」に、「一般NISA」が「成長投資枠」に名称が変更され、ジュニアNISAは2024年以降新規購入できなくなります。

	つみたてNISA (2018年創設)	選択制	一般NISA (2014年創設)
年間投資枠	40万円		120万円
非課税保有期間	20年間		5年間
非課税保有限額	800万円		600万円
口座開設期間	2023年まで		2023年まで
投資対象商品	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託 (金融庁の基準を満たした投資信託に限定)		上場株式・投資信託等
対象年齢	18歳以上		18歳以上

	つみたて投資枠	併用可	成長投資枠
年間投資枠	120万円		240万円
非課税保有期間(注1)	無期限化		無期限化
非課税保有限額(注2) (総枠)	1,800万円		
	※簿価残高方式で管理(枠の再利用が可能)		1,200万円(内数)
口座開設期間	恒久化		
投資対象商品	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託 (現行のつみたてNISA対象商品と同様)		上場株式・投資信託等(注3) ①整理・監理銘柄②信託期間20年未満、毎月分配型の投資信託及びデリバティブ取引を用いた一定の投資信託等を除く
対象年齢	18歳以上		
現行制度との関係	2023年末までに現行の一般NISA及びつみたてNISA制度において投資した商品は、新しい制度の外枠で、現行制度における非課税措置を適用。 ※現行制度から新しい制度へのロールオーバーは不可。		

(注1) 非課税保有期間の無期限化に伴い、現行のつみたてNISAと同様、定期的に利用者の住所等を確認し、制度の適正な運用を担保
(注2) 利用者それぞれの非課税保有限額については、金融機関から一定のクラウドを利用して提供された情報を国税庁において管理
(注3) 金融機関による「成長投資枠」を使った回転売買への勧誘行為に対し、金融庁が監督指針を改正し、法律に基づき監督及びモニタリングを実施
(注4) 2023年末までにジュニアNISAにおいて投資した商品は、5年間の非課税期間が終了しても、所定の手続きを経ること、18歳になるまでは非課税措置が受けられることとなっているが、今回、その手続きを省略することとし、利用者の利便性向上を手当く

その他の主な変更点は以下のとおりです。
・つみたて投資枠、成長投資枠の併用が可能になります。
・年間投資枠が拡大します。(つみたて投資枠:年間120万円、成長投資枠:240万円、合計最大年間360万円まで投資が可能)
・非課税保有期間は無期限化になります。
・非課税保有限額が全体で1,800万円(うち成長投資枠は1,200万円。また、枠の再利用が可能)まで拡大します。
・2023年までとされていた口座開設期間は恒久化になります。
このように年数、金額ともに、より大きな規模で投資を行えるように制度が変更されます。非課税の制度を有効に活用した資産形成について検討してみましょう。

※出典: 金融庁ホームページ (https://www.fsa.go.jp/) 詳細については、左記ホームページをご確認ください。

NEWS!

～ 「年収の壁」!? ～

最近よく耳にする「年収の壁」とは何を指しているのでしょうか？「年収の壁」とは、年収が一定額を超えると税金や社会保険料がかかり手取り収入が減る金額のボーダーラインを表して使用される言葉です。「年収の壁」は一つでなく、複数の壁が存在していますので主要な壁について確認します。

【主な年収の壁】

年収の壁	影響する制度	内容
103万円	・所得税	年収が103万円を超えると所得税がかかります。
106万円	・社会保険	月額賃金が8万8千円(年収換算約106万円)以上で下記条件を全て満たすと、社会保険の適用対象になります。※学生は対象外。 条件・勤務先の従業員数が101人以上 ・週の所定労働時間が20時間以上 ・雇用期間が2か月を超える見込みがある
130万円	・扶養：対象外 ・社会保険料	年収130万円以上は社会保険上の扶養から外れ、社会保険料の負担が生じます。
150万円	・配偶者特別控除：縮小	配偶者特別控除が満額の38万円となるのは年収150万円以下の場合であり、150万円を超えて年収が増えるほど控除の金額が段階的に少なくなります。
201万円	・配偶者特別控除：対象外	年収201万円を超えると配偶者特別控除の対象外となります。

※休学中や夜間学生は加入の対象です。 注：令和5年11月1日現在

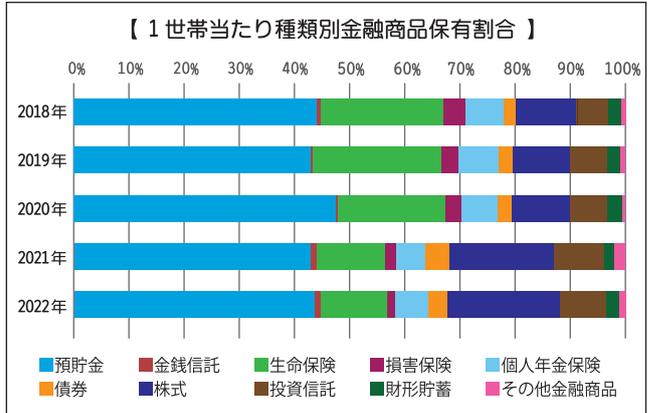
令和5年10月には全国で最低賃金の改正が行われ、神奈川県での最低賃金は1,112円(41円増加)になったことは就労者としては嬉しいことですが、「年収の壁」を意識している方は注意が必要になります。

しかしながら、「年収の壁」を越えて手取り収入が減ることのないように就労調整を行う働き方は、少子高齢化社会が進展する中において人手不足の要因とも言われています。そのような環境のなか、厚生労働省は、令和5年10月に「年収の壁・支援強化パッケージ」の取り組みを公表しました。この取り組みは、時限的な取り組みとなりますが、パート・アルバイトで働く人が「年収の壁」を超えて勤務した場合に、手取り収入を減らさない取り組みを実施する企業に対する補助金などの支援策が記されています。収入の増加・人手不足問題の解消など良い方向に進んでいくことを期待したいです。

なんでもデータ!!

1世帯当たり種類別金融商品保有割合 (金融資産を保有していない世帯を含む)

1世帯当たりの種類別金融商品保有割合の5年間の推移を見ると、5年間をとおして「預貯金」が40%以上を占め主要な金融資産となっています。一方、2021年以降「生命保険」の割合が低下、「株式」「投資信託」は30%近くを占めるまで増加しています。貯蓄と投資のバランスを考えて資産形成に努める風潮になってきているようです。



<割合>	預貯金	金銭信託	生命保険	損害保険	個人年金保険	債券	株式	投資信託	財形貯蓄	その他金融商品
2018年	43.9%	0.5%	22.3%	3.9%	6.8%	2.3%	11.0%	5.6%	2.4%	0.7%
2019年	42.7%	0.3%	23.2%	3.1%	7.2%	2.4%	10.5%	6.6%	2.5%	0.9%
2020年	47.2%	0.4%	19.4%	2.8%	6.5%	2.7%	10.5%	6.6%	2.8%	0.5%
2021年	42.8%	1.0%	12.3%	2.0%	5.3%	4.4%	18.9%	8.9%	1.8%	2.0%
2022年	43.5%	1.1%	11.9%	1.4%	6.0%	3.5%	20.2%	8.5%	2.2%	1.2%
5年増減	-0.4%	0.6%	-10.4%	-2.5%	-0.8%	1.2%	9.2%	2.9%	-0.2%	0.5%

※小数点第3位切り捨てのため合計100%になりません。

(注1)「預貯金」は、郵便貯金を含み、また2018年は、「うち運用または将来への備え」の預貯金を「預貯金」としている。

(注2)「金銭信託」は、2018年は「金銭信託・貸付信託」。

(注3)「金融資産保有額」とは、預貯金の合計残高のうち「うち運用または将来への備え」に加え、金銭信託からその他金融商品までを加えたものと定義。

なお、2018年の金融資産保有額は2019年改訂値。

資料：金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査(令和4年)」

ちゅうなん

ウィンターサンクスキャンペーン2023

◆対象 個人の方に限ります。

◆取扱期間 2024年1月31日(水)まで

◆対象商品 スーパー定期(1年・3年)(自動継続型)

- ・特別金利はお預入れから初回満期日までとなります。
- ・満期日以降は満期日当日の店頭表示金利で自動継続されます。
- ・満期日前の解約(中途解約)は、当金庫所定の中途解約利率を適用いたします。

◆お預入金額 お一人さま1,000万円以内
(1口10万円以上500万円以内1円単位)

- ・新規お預入れ分に限りませす。
- ・既存の定期預金の書替、増額書替は対象外となります。

さらに、お預入額1口20万円以上の方には、**抗菌ミニまな板(卵殻配合)1点プレゼント。**

詳しくは窓口または渉外係へお問い合わせください。



個人のお客さま限定!

キャンペーン期間中、
スーパー定期(1年・3年)金利が

特別金利

1年もの
年 **0.04%**
(税引後 0.031874%)

3年もの
年 **0.06%**
(税引後 0.047811%)